

## 貸付金保険料の一部借受人負担について

### 1 改正の趣旨

公立学校共済組合の貸付事業は、組合員の皆様の年金資産からの借り入れ等によって、運営されています。その貸付金の債権保全は、現在、組合員の皆様の負担を考慮して、保証人や担保権の設定は行わず、公立学校共済組合が保険料を負担する貸付保険を適用していますが、近年の貸付事故の増加は、貸付保険の保険料（以下「貸付金保険料」といいます。）の増加につながり、大きな財政負担となっています。

※参考（平成13年度：7億1,600万円 → 平成18年度：17億2,300万円）。

### 2 改正の内容

- 貸付金保険料の一部を負担していただくのは、平成19年4月1日以降の新規貸付は（借替えを含みます）からです。（平成19年4月1日前に受けた貸付けは対象外。）
- 負担していただく金額は、期間1月につき、貸付金未償還元金に0.005%を乗じて得た額（例：100万円の未償還元金の場合で50円）です。
- 貸付利率に0.005%上乗せして、毎月の給与及びボーナス（期末勤勉手当）から元利息と合わせて徴収します。
- 上乗せ後の利率は次のとおりとなります。

（一般貸付け等の場合）

	H20.1.1～H20.6.30	H20.7.1～
年 率	2.52%	2.72%
月 率	0.21%	0.2266%